

【学生自治会の方針3箇条】

1 学生自治会は、コロナ救済措置の存続を求め続けます。

第一に、代替措置の継続によってこそ公平な成績評価が可能になると考えます。

学部側は、代替措置撤廃の理由として、コロナ以外の病気に罹患した場合には代替措置を受けられず公平性が失われることを挙げています。しかし、代替措置を撤廃した場合、より深刻な不公平が生じます。無症状感染者/濃厚接触者は、健康そのものであるにも関わらず、正直に申請したがゆえに、自粛要請に従って試験を受けることができなくなるからです。学生側に自粛を求める以上、セットとなる相応の救済措置があってこそ「公平な成績評価」が成立するのではないのでしょうか。

第二に、制度の改善によって虚偽申請を防ぐことができると考えます。

学部側は、救済措置撤廃の理由として虚偽申請の存在を挙げています。しかしこれは制度の改善によって対処可能であるため、救済措置継続の上で問題はないはずです。そもそも、診断書を提出できる陽性者については虚偽申請のおそれはないため、撤廃の理由にはなりえません。また、濃厚接触者に対しても、より詳細な行動履歴の提出を求めることで解決できるのではないのでしょうか。

2 学生自治会は、救済措置撤廃が一方的に決定されたことに抗議します。

コロナ救済措置を撤廃する旨の決定は、学生側への事前の告知なく、学部側により一方的に行われました。多くの学生が救済措置の存続を希望しているという事実を主張しても、学部側は再検討を行わないという立場を譲ることなく学生の意見に理解を示しません。学生自治会は、一方的かつ学生の意見を軽んじる学部側の姿勢に対し厳重に抗議します。

3 学生自治会は、通常の追試のあり方も見直すよう長期で交渉を行います。

現行の追試制度では、試験当日に受験できず、かつ受験資格A（交通事故や感染症罹患など）に該当するとされた学生は「学習時間が圧倒的に長い」という理由から75点の上限規制を受けます。つまりこれは「優」を受ける権利を剥奪されるということです。また、そもそもA追試は一部の科目しか行われず、総合科目や人文科学・社会科学などの科目では試験欠席即落単となります。学生が、本人にはいかんともしがたい事由によりこのような不利益を強いられている現状は一刻も早く改善される必要があります。よって学生自治会は、通常の追試のあり方についても長期で交渉を行います。

2022年7月6日

東京大学教養学部学生自治会